

令和4年3月7日  
不動産・建設経済局建設業課

## JV 準則、公共工事標準請負契約約款の改正案等について議論

～中央建設業審議会総会の開催～

3月14日に開催される中央建設業審議会総会では、昨年10月に開催された審議会での議論を踏まえ、建設工事標準請負契約約款、JV 準則、適正化指針及び経営事項審査の改正案についてご議論いただきます。

- 我が国においては、切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震、さらには気候変動による水害等災害の頻発化・激甚化等を踏まえ、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実・強化が急務となっています。
- 昨年10月に開催された中央建設業審議会では、上記の点等を踏まえ、復興 JV の位置付けや災害復旧工事中における損害発生時の費用負担等についてご議論いただいたところ、今回は前回の議論を踏まえ、建設工事標準請負契約約款、JV 準則、適正化指針及び経営事項審査の改正についてご審議いただく他、最近の建設業を巡る状況等について報告を行います。

1. 会議日時 令和4年3月14日(月) 10:00～12:00

2. 場所 三田共用会議所 1階講堂  
東京都港区三田 2-1-8

3. 委員名簿 別紙1のとおり

4. 議題(予定)

- (1) 最近の建設業を巡る状況について(報告)
- (2) 「適正な施工確保のための技術者制度検討会」の検討状況について(報告)
- (3) 建設工事標準請負契約約款の改正について(審議)
- (4) JV 準則・適正化指針の改正について(復興 JV の位置付け等)(審議)
- (5) 経営事項審査の改正について(審議)

5. 取材等

■会議は傍聴可能ですが、座席数には限りがありますので予めご了承ください。また、カメラ撮りは冒頭(議事に入るまで)のみ可能です。

・傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、事前登録が必要ですので、<所属・氏名・電話番号>を明記の上、担当・本多(honda-s2q2★mlit.go.jp)宛てに、3月9日(水)17時までにメールにてご提出ください。

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

## 6. その他

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席の間隔を開ける、換気を行う等、必要な対策を講じます。
- 傍聴される方におかれましても、マスク着用のうえ 1社1名 とし、感染拡大防止にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 会議資料は、後日、国土交通省のウェブサイトに掲載いたします。

### 【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業政策企画官 藤井 企画専門官 平山 経営指導係長 本多

代表電話：03-5253-8111(内線：24734) 夜間直通：03-5253-8277

FAX: 03-5253-1553